

第25回 定時株主総会 招集ご通知



日時 2026年6月29日（月曜日）
午前11時

場所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷
ホールA

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動報酬制度導入の件

郵送又はインターネットによる
議決権行使期限

2026年6月26日（金曜日）
午後7時まで

ブロードマインド 株式会社

証券コード：7343

証券コード 7343
(発送日) 2026年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町1番1号
ブロードマインド株式会社
代表取締役社長 伊 藤 清

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.b-minded.com/>



(上記ウェブサイトの上部メニューより「IR情報」「株式について」を順に選択いただき、「株主総会」の項目をご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7343/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブロードマインド」又は「コード」に当社証券コード「7343」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階 TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする本書面には記載していません。
 - ① 事業報告の「主要な営業所及び工場」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月29日（月曜日）午前11時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日（金曜日）午後7時入力完了分まで

- ※書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。



議決権行使期限

2026年6月26日（金曜日）午後7時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。 **「次の画面へ」**

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関するお手続きサイトに係)

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますことあらかじめご了承ください。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード

「ログイン」
をクリック

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



議決権行使書用紙

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、中長期的な企業価値向上と株主への適切な利益還元の双方を図ることを重要な経営課題として認識しております。企業価値向上に向けた成長投資については、事業成長を最優先としつつ、資本効率性を勘案した資本政策も念頭に置きながら実施する一方で、利益配分につきましては弾力的に実施することを基本方針としております。

これにより、2025年3月期から2027年3月期までの3期間は、グループキャッシュマネジメントの徹底を前提に、配当性向100%を目標に配当を実施してまいります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金69円

総額 396,016,323円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	い どう きよし 伊 藤 清 (1965年8月23日)	1988年4月 日本電気株式会社入社 1989年1月 日新製糖株式会社入社 1996年9月 ソニー生命保険株式会社入社 2002年1月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2024年6月 当社ビジネスストラテジー本部長（現任） 2025年1月 Money With株式会社代表取締役会長就任（現任）	1,424,704株
2	よし はし ただし 吉 橋 正 (1969年1月21日)	1991年4月 株式会社アシスト入社 1998年1月 ソニー生命保険株式会社入社 2003年2月 当社取締役就任（現任） 2016年4月 当社ウェルスマネジメント本部長（現任） 2016年9月 Broad-minded America Properties, Inc. 代表取締役社長就任 Broad-minded Texas, LLC 代表取締役社長就任 2020年10月 M I R A I 株式会社代表取締役社長就任（現任）	567,804株
3	おお にし しん ご 大 西 新 吾 (1966年6月30日)	1989年4月 株式会社電通入社 2006年4月 当社入社 ファイナンシャルコンサルティング 本部マーケティング部長 2007年4月 当社社長室長 2008年4月 当社マーケティング本部長 2008年6月 当社取締役就任（現任） 2012年1月 当社ビジネスストラテジー本部長 2016年4月 当社ファイナンシャルコンサルティング本部長 2019年4月 当社リージョナルディベロップメント本部長（現任） 2023年4月 当社マーケティング本部長（現任） 2024年4月 当社IFA本部長（現任） 当社ダイレクトソリューション本部長	220,004株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	岡本 功治 (1978年1月22日)	1996年4月 株式会社エフ・エム入社 1999年4月 有限会社インテル入社 2003年4月 有限会社ウェルクラフト入社 2007年11月 当社入社 2010年4月 当社東日本統括部マネジャー 2013年4月 当社本社営業部シニアマネジャー 2014年4月 当社大阪支社 2015年4月 当社大阪支社ゼネラルマネジャー 2017年4月 当社本社営業部 2018年4月 当社本社営業部 執行役員 2022年4月 当社ファイナンシャルコンサルティング本部長 (現任) 2023年6月 当社取締役就任 (現任)	43,100株
5	福森 久美 (1952年12月13日)	1982年3月 公認会計士登録 (7546号) 1982年4月 日本合同ファイナンス (現、ジャフコグループ株式会社) 入社 1997年6月 同社取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長就任 2005年5月 株式会社ジャフコ (現、ジャフコグループ株式会社) 常務執行役員就任 2006年6月 同社常勤監査役就任 2011年4月 公認会計士福森久美事務所 代表 (現任) 2011年6月 株式会社フェローテック社外監査役就任 2013年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社社外監査役就任 2015年6月 日本ラッド株式会社社外監査役就任 (現任) 2019年6月 株式会社ケアサービス社外監査役 (現任) 当社社外取締役就任 (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 福森久美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士であり、公認会計士として培われた豊富な経験と高い見識を、今後の当社経営基盤の強化のために活かしていただき、適時アドバイスを頂くことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	たか はし なお き 高橋直樹 (1950年8月5日)	1974年4月 株式会社富士銀行（現、株式会社みずほ銀行）入行 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現、株式会社みずほ銀行）執行役員 大阪営業第二部長 2004年4月 同行常務執行役員 営業担当役員 2005年4月 株式会社クレディセゾン入社 顧問 2005年6月 同社常務取締役 2007年3月 同社戦略本部長 2010年3月 同社専務取締役 2011年3月 同社代表取締役専務 2012年3月 同社クレジット事業部長 2016年3月 同社代表取締役副社長 2020年3月 同社代表取締役（兼）副社長執行役員C H O（現任） 2023年6月 セゾン投信株式会社取締役会長（現任） 当社社外取締役就任（現任） 2023年7月 スルガ銀行株式会社取締役就任（現任）	一株
【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 高橋直樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 福森久美氏及び高橋直樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福森久美氏及び高橋直樹氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって福森久美氏は7年、高橋直樹氏は3年となります。
4. 当社と福森久美氏及び高橋直樹氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、福森久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役座間陽一郎氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
くし びき たけし 榎 引 健 (1959年6月29日)	1983年4月 本田技研工業株式会社入社	一株
	1984年4月 アリコジャパン(現、メットライフ生命保険株式会社)入社	
	2009年8月 株式会社アドバンスクリエイト入社	
	2010年2月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President and Chief Operating Officer	
	2015年12月 株式会社アドバンスクリエイト取締役	
	2016年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Executive Officer	
	2017年12月 株式会社アドバンスクリエイト常務取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer	
	2018年12月 株式会社アドバンスクリエイト専務取締役 株式会社保険市場取締役	
	2024年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President	
2025年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director (現任)		

【社外監査役候補者とする理由】

榎引健氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長らく企業経営者として、また上場企業の取締役としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
 2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
 3. 候補者が選任された場合、当社と候補者とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 候補者が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。

第4号議案 取締役に対する業績連動報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上及び株主価値との連動性をより一層高めることを目的として、当社の社内取締役を対象とする業績連動報酬制度を導入することといたしました。

本制度は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬に加え、単年度の業績達成状況に応じて支給額が変動する金銭報酬制度であり、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を主要な業績評価指標（KPI）として採用することで、収益性向上及び持続的成長へのインセンティブ強化を図るものであります。

なお、本制度による報酬は、上記既存の報酬枠の範囲内において支給するものであり、取締役の報酬総額枠を変更するものではありません。

また、本制度の対象となる取締役は社内取締役のみとし、社外取締役については、その役割及び独立性の観点から、本制度の対象外といたします。第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決され効力を生じますと、本制度の対象となる本総会終結後の取締役は4名となります。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の経営環境等を総合的に勘案して相当であると判断しております。

本制度の概要

(1) 対象者

社外取締役を除く取締役

(2) 業績評価指標

連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

(3) 算定方法

各対象取締役に対し、役位ごとに定める基準額に各事業年度の期初に定める連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の目標値の達成度に応じて0%から100%までの範囲内で決定される支給率を乗じた額を、業績連動報酬として支給いたします。

(4) 支給時期

各事業年度終了後の一定時期

(5) その他

本議案で決議された事項の範囲内における各対象取締役への具体的な支給時期、配分その他の細目につきましては、取締役会において決定するものといたします。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、日経平均株価が過去最高値を更新して株式市場が活況を呈したことを背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られる一方で、継続する物価上昇や人手不足、さらには中東情勢や米国の関税政策をはじめとする不安定な国際情勢の影響による懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあり、生活者の中では足元の家計及び将来設計に対する不安感も益々醸成されつつあります。

経済環境や家計の「変化」をきっかけに多くのご相談をお寄せいただいたことに加え、資産形成に関する興味関心の高さ、及びマクロ経済環境の両面から資産形成に資する保険商品や投資商品については良好な販売環境にありました。

このような環境の下、コンサルティング組織の拡大を見据え、2025年4月に採用した30名以上の新卒学生もコンサルタントとして活動を開始したことで相談受付件数の強化が図られており、前年度に続き当連結会計年度における新規相談件数は過去最高となり、生命保険及び金融商品仲介領域を中心に主力の手数料収入が伸展しました。その一方で、事業の選択と集中にてマネプロショップ事業の売却を行いました。また、出口価格の引き下げによる早期売却を回避し、当初計画した利益水準を確保するため不動産開発・販売の一部案件を翌期に繰り越しいたしました。

さらに、従業員の生産性向上を目的に、業務効率化を目的としたAIエージェントシステムの開発等を引き続き進めております。

以上を踏まえ、当連結会計年度における経営成績は、売上高5,289,122千円（前期比11.3%減）、営業利益623,948千円（同35.3%増）、経常利益638,992千円（同28.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益394,344千円（同120.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は149,107千円で、その主なものは次のとおりであります。

金融機関営業職員向けWebアプリ開発費用（開発継続中）	66,000千円
AIを活用した営業支援システム開発費用（開発継続中）	50,050千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2023年3月期)	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	4,324,120	5,221,748	5,963,620	5,289,122
経常利益 (千円)	651,961	753,716	497,522	638,992
親会社株主に 帰属する当期純利益 (千円)	535,117	446,501	178,661	394,344
1株当たり当期純利益 (円)	100.83	82.81	31.85	69.06
総資産 (千円)	4,626,882	5,025,025	5,118,437	5,355,993
純資産 (千円)	3,552,217	3,911,682	3,887,665	4,046,048
1株当たり純資産 (円)	663.49	699.11	678.92	705.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第23期(2024年3月期)の財産及び損益の状況について、企業結合に係る暫定的な会計処理を行っていましたが、第24期(2025年3月期)において取得原価の配分が確定しましたため、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。
3. 「収益認識基準」について、当連結会計年度より会計方針の変更を行っており、第24期(2025年3月期)に係る各数値については、遡及適用後の金額で表示しております。なお、第24期(2025年3月期)に係る各金額は遡及修正を行う前と比べ、売上高及び経常利益が58,347千円、親会社株主に帰属する当期純利益は52,958千円、1株当たり当期純利益は9円44銭、総資産は249,644千円、純資産は68,388千円、1株当たり純資産は11円95銭それぞれ減少しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2023年3月期)	第23期 (2024年3月期)	第24期 (2025年3月期)	第25期 (当事業年度) (2026年3月期)
営業収益 (千円)	3,531,236	3,925,981	4,623,715	4,650,272
経常利益 (千円)	531,597	542,238	477,863	630,999
当期純利益 (千円)	630,194	303,848	180,598	371,748
1株当たり当期純利益 (円)	118.74	56.36	32.20	65.10
総資産 (千円)	4,431,728	4,676,924	4,814,065	5,010,527
純資産 (千円)	3,423,631	3,637,723	3,622,290	3,766,355
1株当たり純資産 (円)	639.47	651.74	633.07	656.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第23期(2024年3月期)の財産及び損益の状況について、企業結合に係る暫定的な会計処理を行っていましたが、第24期(2025年3月期)において取得原価の配分が確定しましたため、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。
3. 「収益認識基準」について、当事業年度より会計方針の変更を行っており、第24期(2025年3月期)に係る各数値については、遡及適用後の金額で表示しております。なお、第24期(2025年3月期)に係る各金額は遡及修正を行う前と比べ、営業収益及び経常利益が58,347千円、当期純利益は52,958千円、1株当たり当期純利益は9円44銭、総資産は249,644千円、純資産は68,388千円、1株当たり純資産は11円95銭それぞれ減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
M I R A I 株式会社	15,000	100.0%	不動産仲介事業 不動産販売事業
株式会社イノセント	3,000	67.0	結婚相談業
Money With 株式会社	12,500	70.0	金融教育事業

(注) 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社セゾン保険サービス	50,000	15.0%	損害保険代理店・生命保険募集代理業 リスクマネジメントに関するコンサルティング業

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保及び育成

営業部門組織の質・量の拡大を目的に優秀な人材の確保及び育成が継続的な課題であると認識しており、採用市場の変化を捉えながら採用チャネル・採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図るほか、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。

また、教育部門の体制を拡充し、稼働後の生産性の高位平準化を目的にコンサルタントの人材育成に取り組んでまいります。

② サービスのデジタル化に向けての体制構築

マーケティングやコンサルティング、アフターフォローといった価値提供プロセスのデジタル化が中長期的な戦略の実行を加速させるための重要課題であり、ITやテクノロジーに対し深い知見を有する社外リソース等も柔軟に活用しながら、サービス開発体制の構築を図ってまいります。

③ テクノロジーを活用した業務効率化

生成AIに代表されるテクノロジーの目覚ましい発展を背景に、多くの企業で業務効率化及び顧客サービスの向上に向けた取り組みが加速しております。業態に関わらず、企業活動におけるAIの導入は企業が成長する上で今後必須になるものと予想しており、当社グループが属する業界においても例外ではないものと認識しております。

当社グループにおいても営業及び事務プロセスの両面で生産性を最大化することを目的に、活用余地を適切に見極めながらAIの導入を推進し、事業全体の利益率向上を図ってまいります。

④ 当社グループのサービスの認知度向上

当社グループでは1人でも多くのお客様と接点を持つことが継続的な課題であり、消費者及び提携先等からの認知度を高める必要があると考えております。当社グループの提供価値は、パーソナルファイナンスの領域において、今後もわが国ではより一層求められるものだと考えております。そこで、当社グループの提供価値を、広く適切に伝える必要があると考えております。具体的な対応策として、BtoB新規マーケット開拓によるセミナー等の開催のほか、広報活動を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
フィナンシャルパートナー事業	生命保険、損害保険、住宅ローン、金融商品の販売並びに不動産仲介
不動産販売事業	資産形成ソリューションとしての不動産開発及び販売

(6) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィナンシャルパートナー事業	310 (124) 名	37名減 (7名減)
不動産販売事業	2 (—)	増減なし (増減なし)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
301 (121) 名	34名減 (7名減)	35.7歳	6.9年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,944,616株
- ③ 株主数 2,709名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 清	1,424,704株	24.82%
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	1,000,000	17.42
吉 橋 正	567,804	9.89
笹 川 治 信	542,400	9.45
大 西 新 吾	220,004	3.83
玉 山 洋 祐	87,400	1.52
ブ ロ ー ド マ イ ン ド 従 業 員 持 株 会	61,100	1.06
有 限 会 社 福 田 商 事	50,000	0.87
上 村 浩	43,900	0.76
岡 本 功 治	43,100	0.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を205,249株保有しておりますが、上記大株主の一覧からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は57,800株増加しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 清	最高経営責任者 ビジネスストラテジー本部長 Money With株式会社 代表取締役会長
取締役	吉橋 正	ウェルスマネジメント本部長 M I R A I 株式会社 代表取締役社長
取締役	大西 新吾	リージョナルディベロップメント本部長 マーケティング本部長 IFA本部長 ダイレクトソリューション本部長
取締役	岡本 功治	ファイナンシャルコンサルティング本部長
取締役	福森 久美	公認会計士及び税理士 公認会計士福森久美事務所 代表 日本ラッド株式会社 社外監査役 株式会社ケアサービス 社外監査役
取締役	高橋 直樹	株式会社クレディセゾン 代表取締役 (兼) 副社長執行役員CHO セゾン投信株式会社 取締役会長 スルガ銀行株式会社 取締役
常勤監査役	榊原 光	M I R A I 株式会社 監査役
監査役	座間 陽一郎	公認会計士及び税理士 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所 代表
監査役	浅田 登志雄	弁護士 潮見坂総合法律事務所

- (注) 1. 取締役福森久美氏及び高橋直樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役榊原光氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役福森久美氏及び監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役浅田登志雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役福森久美氏、社外監査役榊原光氏、社外監査役座間陽一郎氏及び社外監査役浅田登志雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役小林修介氏は、2025年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、私的な利益等を違法に得た場合や犯罪行為を行った場合に起因する役員の損害等を免責事由とするなど、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	146,100 (3,600)	146,100 (3,600)	—	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	—	—	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	156,900 (14,400)	156,900 (14,400)	—	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「□. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
 3. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。
 4. 当事業年度末現在の人員は、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2025年6月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいるためであります。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役及び監査役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

取締役の報酬額の算定にあたっては、社内外から優秀な人材を確保し、業績向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、社外公平性と社内公正性の二つを考慮した報酬水準をベースに、前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案した報酬とし、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

また、上記報酬枠の内枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額60,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

監査役報酬の限度額は、2006年2月28日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長伊藤清に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。その権限の内容は、役位・役職ごとの基準金額に前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案したうえで各取締役の基本報酬の額を決定することです。委任した理由は、前年業績やその貢献度及び責任の範囲を勘案して行う各取締役の評価は、代表取締役社長が行うことが適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表、並びに、日本ラッド株式会社及び株式会社ケアサービスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役高橋直樹氏は、株式会社クレディセゾンの代表取締役（兼）副社長執行役員CHO、セゾン投信株式会社の取締役会長及びスルガ銀行株式会社の取締役であります。株式会社クレディセゾンは当社株式の17.42%を保有する大株主であり、当社との間で資本業務提携を行っております。また、当社とセゾン投信株式会社及びスルガ銀行株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士座間陽一郎事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役浅田登志雄氏は、潮見坂綜合法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 福 森 久 美	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。
取締役 高 橋 直 樹	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。

・社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 榊 原 光	2025年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、及び監査役会10回のすべてに出席し、主に長らく企業経営者及び上場企業監査役の豊富な経験、幅広い知見からの発言を行っております。
監査役 座 間 陽一郎	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 浅 田 登志雄	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,923,587	流動負債	1,211,279
現金及び預金	1,288,369	1年内返済予定の長期借入金	20,000
売掛金	497,217	未払法人税等	116,020
販売用不動産	952,232	契約負債	733
仕掛販売用不動産	1,054,368	賞与引当金	248,315
その他	131,398	返金負債	187,900
固定資産	1,432,406	未払金	461,747
有形固定資産	330,690	その他	176,562
建物	317,855	固定負債	98,666
工具、器具及び備品	115,024	資産除去債務	98,666
減価償却累計額	△102,189	負債合計	1,309,945
無形固定資産	192,384	(純資産の部)	
のれん	7,208	株主資本	4,012,740
ソフトウェア	30,035	資本金	657,025
その他	155,139	資本剰余金	557,025
投資その他の資産	909,331	利益剰余金	2,974,709
投資有価証券	256,012	自己株式	△176,020
関係会社株式	118,710	その他の包括利益累計額	38,628
繰延税金資産	198,417	その他有価証券評価差額金	38,628
差入保証金	305,907	新株予約権	91
その他	57,533	非支配株主持分	△5,412
貸倒引当金	△27,250	純資産合計	4,046,048
資産合計	5,355,993	負債純資産合計	5,355,993

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,289,122
売上原価	380,411
売上総利益	4,908,711
販売費及び一般管理費	4,284,763
営業利益	623,948
営業外収益	
受取利息	2,816
持分法による投資利益	9,850
受取事務手数料	2,006
その他	2,752
営業外費用	
支払利息	1,272
株式交付費	425
支払保証料	183
雑損	392
その他	108
経常利益	638,992
特別利益	
受取補償金	11,095
特別損失	
減損損失	7,768
事務所移転費用	19,266
事業譲渡関連費用	11,597
その他	2,050
税金等調整前当期純利益	609,405
法人税、住民税及び事業税	187,011
法人税等調整額	36,496
当期純利益	385,896
非支配株主に帰属する当期純損失	8,448
親会社株主に帰属する当期純利益	394,344

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,404,808	流動負債	1,145,957
現金及び預金	823,645	未払金	444,303
売掛金	501,256	未払法人税等	112,041
前払費用	69,246	契約負債	733
未収収益	27,241	前受金	990
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	1,938,980	預り金	31,311
その他	44,438	保険料預り金	17,012
固定資産	1,605,719	賞与引当金	246,756
有形固定資産	329,885	返金負債	187,900
建物	317,411	その他	104,909
工具、器具及び備品	114,510	固定負債	98,214
減価償却累計額	△102,036	資産除去債務	98,214
無形固定資産	186,968	負債合計	1,244,172
のれん	2,232	(純資産の部)	
商標権	7,849	株主資本	3,727,912
ソフトウェア	30,035	資本金	657,025
その他	146,850	資本剰余金	557,025
投資その他の資産	1,088,864	資本準備金	557,025
投資有価証券	256,012	利益剰余金	2,689,881
関係会社株式	152,373	その他利益剰余金	2,689,881
出資金	10	繰越利益剰余金	2,689,881
関係会社長期貸付金	174,132	自己株式	△176,020
長期前払費用	8,512	評価・換算差額等	38,350
繰延税金資産	191,817	その他有価証券評価差額金	38,350
差入保証金	300,357	新株予約権	91
その他	20,648		
貸倒引当金	△15,000		
資産合計	5,010,527	純資産合計	3,766,355
		負債純資産合計	5,010,527

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		4,650,272
営	業	費	用		4,049,677
営	業	利	益		600,595
営	業	外	収	益	
	受	取	利	息	22,944
	受	取	事	務	4,406
	受	取	賃	貸	4,153
	そ		の	他	603
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	954
	株	式	交	付	425
	雑		損	失	217
	そ		の	他	108
経	常	利	益		630,999
特	別	利	益		
	受	取	補	償	11,095
特	別	損	失		
	関	係	会	社	17,498
	事	務	所	移	16,445
	貸	倒	引	当	15,000
	事	業	譲	渡	11,597
	そ		の	他	1,105
税	引	前	当	期	580,448
	法	人	税	、	177,087
	法	人	税	等	31,612
当	期	純	利	益	371,748

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ブロードマインド株式会社
取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 戸 塚 雅 春
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ブロードマインド株式会社
取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 戸 塚 雅 春
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

ブロードマインド株式会社 監査役会
常勤社外監査役 榊原光 ㊟
社外監査役 浅田登志雄 ㊟
社外監査役 座間陽一郎 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
電話番号 03-6418-1073



- 交通**
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。